

自然環境研究センター理事長 殿

登録申請書類の提出日

〇〇年 〇〇月 〇〇日

申請者(※1)

氏 名 (記名押印又は署名) 自然 研太郎 (印)

〒 130-8606

住 所 東京都墨田区江東橋3-3-7

電話番号 03-6659-6018

記入例

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第20条第2項の規定に基づき、国際希少野生動植物種の個体及び個体の加工品の登録について、次のとおり申請します。

登録を受け る国際希少 野生動植物 種の個体及 び個体の加 工品	種 名	ビルマホシガメ	種の名称を記載
	区 分 (該当する文字を丸で囲むこと。そ の他に該当する場合は、余白に具体 的内容を記入すること。)	生体・卵・その他 () はく製・その他 ()	計測日を記入してください
	主 な 特 徴 (複数申請の場合は別紙に記入)	体長(※2) 背甲長 155.0mm(〇年〇月〇日計測) 全長(※2) 背甲幅 123.0mm 体重 1100.0g 性別 雄 その他の特徴(※3) 右前脚の指が1本欠けている	不明の場合は性別不明と記入
	所 在 地	申請者住所と同じ	登録申請時における個体の所在地
	個体に講じた個体識別措置及び 個体識別番号(※4)	個体識別措置: マイクロチップ 個体識別番号: ABCD12345	
	登録の対象となる要件 (該当する要件の数字を丸で囲むこと。)	<p>規制適用前取得の要件である「2」を○で囲む</p> <ol style="list-style-type: none"> 本邦内において繁殖させた個体又は個体の加工品であること(政令(※5)第8条第1号関係) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(以下「ワシントン条約」という。)が登録を受ける個体又は個体の加工品に適用される前に本邦内において取得され、又は本邦に輸入された個体又は個体の加工品であること(政令第8条第2号関係) 関税法(昭和29年法律第61号)第67条の許可を受けて輸入された個体又は個体の加工品であって、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものであること <ol style="list-style-type: none"> 商業的目的で繁殖させた個体又は個体の加工品であること(政令第8条第3号イ関係) ワシントン条約の適用される前に、輸出国内で取得され、又は輸出国に輸入された個体又は個体の加工品であること(政令第8条第3号ロ関係) ワシントン条約附属書Iに掲げられる種と同じ種であるが、特定の地域個体群として附属書Iから除かれている個体又は個体の加工品であること(政令第8条第3号ハ関係) 1~3までに掲げる個体であって、既に登録を受けたもののうち、当該登録の有効期間が満了したもの 	
動植物の管 理者(所有 者と異なる 場合)	氏 名		
	住 所		電話

- ※1 申請者が法人である場合には、その名称、代表者の氏名(記名押印又は代表者の署名)及び主たる事務所の所在地を記載すること。
- ※2 「体長」とはその動物のからだの長さをいい、「全長」とはその物の全体の長さをいう。したがって、動物の尾、鳥の尾羽、魚の尾びれ等は体長には含まれない。なお、体長の記入が困難なものについては、全長のみを記入すればよい。
- ※3 年齢、繁殖年月日、色、模様等、同種の他の個体及びその加工品との識別を容易にする特徴を記載すること。
- ※4 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則第11条第3項各号に掲げる種の生きている個体の登録の申請をする場合にのみ記載すること。
- ※5 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令

1. 「主な特徴」欄の記載にあたっては、以下の点に留意すること。

(1)以下の数値を計測すること。

①「背甲長(はいこうちょう)」：臀甲板の中央外側点と項甲板の中央前端の間の直線距離(下図参照)。

②「背甲幅(はいこうふく)」：左右それぞれの第6縁甲板と第7縁甲板が外側で接する最初の点の間の直線距離(下図参照)。

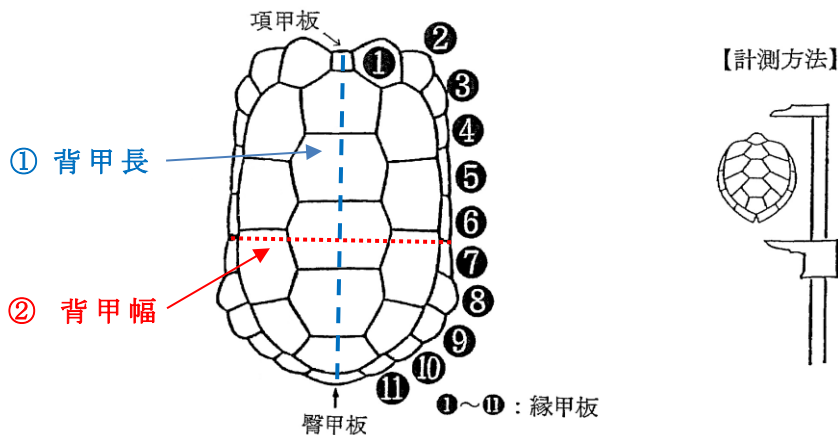
③体重

(2)上記①及び②の数値の単位はミリメートル(mm)とし、③の数値の単位はグラム(g)とする。

(3)上記①及び②の数値は、ノギス等を使用して計測すること(下図参照)。

(4)性別(雄または雌)を記入すること。性別が不明の場合は、「雌雄不明」とすること。

(5)明確な特徴があれば、「その他の特徴」として記載すること。



2. 写真(登録申請前3ヶ月以内に撮影すること)

(1)以下の部位を鮮明に撮影したカラー写真。(1枚の大きさはL版相当)

① 背甲

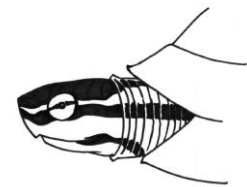
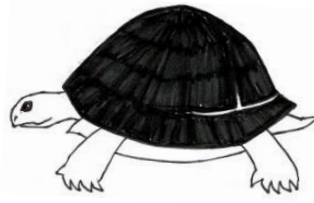
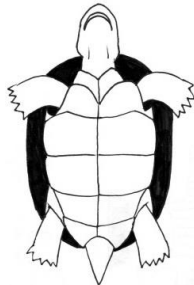
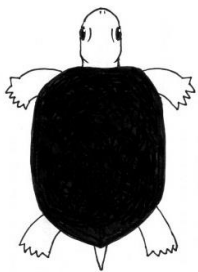
② 腹甲

③ 左向き

(甲の形状など特徴が確認できるもの)

※④ 左横顔

(アンナンガメ、カンボジアモエギハコガメ、ラオスモエギハコガメは必要)



※⑤ 正面(頭部と前足を含む) ホシガメは必要

(インドホシガメ、ビルマホシガメ、マダガスカルホシガメ)

(2)複数の個体を登録申請する場合、各個体の上記①~③(アンナンガメ、カンボジアモエギハコガメ、ラオスモエギハコガメは④、ホシガメは⑤を追加)のカラー写真(添付した別紙と対応させた通し番号(識別番号)を各写真に記載すること)のほか、すべての登録申請個体を集合させ、個体数が確認可能なカラー写真も撮影すること。

(3)撮影日がわかるようにすること。

写真の裏面、もしくは写真を貼付したA4用紙に撮影日を記入する。

3. この他に、マイクロチップによる個体識別措置およびマイクロチップ番号を記入すること。

合わせてマイクロチップ識別番号証明書およびマイクロチップ番号を判別できる写真を提出すること。

注) 申請内容によって、書面や写真の追加が生じる場合があります。